

【農地転用許可書の受領後、1ヶ月以内に許可書の交付を受けた農業委員会に提出してください】

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の  
農地転用許可を受けての 「確認書」

- 1 許可書に記載されている許可条件を確認しました。
- 2 別紙「事務連絡 営農型太陽光発電設備の下部の農地におけるの農作物の状況報告について」に記載のとおり、  
毎年、下部の農地における農作物の生育に係る状況及び生産された農作物の収量等に係る状況等を翌年2月末日までに、農業委員会を経由して転用許可権者に報告すること。  
また、報告書には、写真や図面、報告内容が適切であるかについて必要な知見を有する者の確認を受け、当該知見を有する者の所見を添付すること。
- 3 別紙「事務連絡 一転用許可の期間満了後における再度の許可について」に記載のとおり、一時転用許可の期間満了後における再度の一時転用許可については、「下部の農地での営農状況」を十分に勘案し総合的に判断することとなっていること。  
また、再度の一時転用許可を受けたい場合は、許可の期間が満了する日の6ヶ月前までに、「下部の農地における営農状況を示す資料」等を提出の上、許可権者と協議する必要があること。  
加えて、当該協議がなく、一時転用許可期間が満了した場合は、撤去指導等が行われること。

私は、農地転用許可を受けて、以上のことについて、十分に確認及び理解しました。

令和 年 月 日

転用事業者（発電設事業者）  
住所（所在地）

氏名（名称）

下部農地の営農者（転用事業者と営農者が異なる場合）  
住所（所在地）

氏名（名称）

農地所有者（5条申請で、農地を賃借する場合）  
住所（所在地）

氏名（名称）